告 示

埼玉県告示第千八十七号

クリ ーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一 項 \mathcal{O} 対規定に より、

クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び場所

十一月十八日(金)	平成二十八年	試 験 期 日
埼玉県クリーニング会館	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一	試 験 場 所

二 試験科目

イ 衛生法規に関する知識

ロ 公衆衛生に関する知識

ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

口 了した者、 以上の学力があ の課程を終わ 旧国民学校令 旧中等学校令 った者又は ると (昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校 認め 厚生労働省令で定めるところに 5 (昭 れ る者 和十八年 勅令第三十六号) による中等学校の二 よりこれら \mathcal{O} の者と 高等科を修 同

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則 昭 和二十五年厚生省令第三十五号) 第三条 規

定する受験願書及び書類

口 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十 八年十 月 十二日 (水) から十月十 兀 日 金) まで

午前 九 時三十分 カュ ら午前 十一時三十分まで 及 \mathcal{U} 午後一 時三十分から午後四

まで

郵送の場合は、 平成二十八年十月十 九 日まで \mathcal{O} 消 印 \mathcal{O} あ るも \mathcal{O} に限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十八年十二月二十六日(月)及び二十七日(火) 午前十時から午後五

時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十八年十二月二十六日(月)午前十時から平成二十九年一月二十五日

(水) 午後五時まで